

電材市場に関わる 補助金・税制優遇制度



2017年度補正予算・2018年度予算案の主な電材関連補助金

非住宅分野関連補助金 合計890.3億円 ※住宅と重複があります。

補助事業名称	事業内容	予算案	関連設備
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (経済産業省)	工場・事業場等における省エネ関連投資を支援 (1) 工場・事業場等の省エネ取組み (従来のエネ合) (2) 省エネ効果の高い設備単体の改修	600.4億円の一部	LED照明、PAC、EMS 等
	ZEBの構成要素となる高断熱建材・設備機器等を用いた実証を支援		LED照明、PAC、PV、EMS 等
省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業 (経済産業省 補正予算)	省エネ性能の高い設備+エネルギー使用量の計測・制御等の機能を有する設備の導入を支援	78億円	LED照明、PAC、多回路EM 等
業務用施設等におけるZEB化・省CO ₂ 促進事業 (環境省)	(1) テナントビルの省CO ₂ 促進事業 グリーンリース契約締結に向けた調査・CO ₂ 改修費用に対する補助	50億円	LED照明、PAC、PV、EMS 等
	(2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業		
	(3) 既存建築物等の省CO ₂ 改修支援事業 民間建築物等、地方公共団体所有施設の省CO ₂ 改修事業に対する補助		
	(4) 国立公園宿舎施設の省CO ₂ 改修支援事業		
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 (環境省)	(1) 地方公共団体が地球温暖化対策に取り組むための、実行計画事務事業編の強化・拡充事業 (2) 事業編に基づく省エネ設備等の導入支援 (3) 地域におけるLED照明導入促進事業 (2017年度からの継続事業に限る)	32.7億円	LED照明、PAC、EMS 等
既存建築物省エネ化推進事業 (国土交通省)	既存建築物の省エネ改修及び省エネ性能の診断・表示等に対する支援 ※躯体の断熱改修が必須です。	102.2億円の一部	LED照明、PAC、PV、EMS 等
EV、PHVの充電インフラ整備事業費補助金 (経済産業省)	マンション、事業所、道の駅、高速道路SA等の駐車場への充電インフラの設置を支援	15億円	ELSEEV
中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金 (経済産業省)	・中小企業等に対し省エネポテンシャル診断を無料で実施 ・省エネ相談地域プラットフォームを全国に設置	12億円	設備改修に対しては補助は出ません

住宅分野関連一覧 合計1,122.4億円 ※非住宅と重複があります。

補助事業名称	事業内容	予算案	関連設備
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (経済産業省)	ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+の導入や集合住宅における実証等を支援	600.4億円の一部	LED照明、高効率エアコン、PV、蓄電池、HEM 等
ZEH化等による住宅における低炭素化促進事業 (環境省)	(1) 戸建住宅において、ZEHの交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に定額補助を行う (2) 分譲集合住宅及び賃貸集合住宅でZEH相当の新築、改修に定額補助を行う等	85億円	LED照明、高効率エアコン、PV、蓄電池、HEMS 等
地域型住宅グリーン化事業 (国土交通省)	認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅等を支援	115億円	LED照明、高効率エアコン、PV 等
スマートウェルネス住宅等推進事業 (国土交通省)	サービス付き高齢者向け住宅に関し、自立型の生活に適したもや医療・介護等の地域のサービス拠点となる施設を併設したもの等への支援。	305億円	LED照明、高効率エアコン、換気扇 等
賃貸住宅における省CO ₂ 促進モデル事業 (環境省)	賃貸住宅で一定の断熱性能を満たし、住宅省エネ基準を一定以上削減するために追加的に必要となる給湯、空調、照明等の導入を支援。	17億円	LED照明、高効率エアコン、エコキュート 等

税制優遇

▶ 中小企業経営強化税制

要旨	類型	要件	対象設備	確認者	その他要件	税制措置
従来の機械装置に加え、機器備品や建築物附属設備が追加され、即時償却、または7%税額控除が受けられる	生産性向上設備 (A類型)	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	◆建物付属設備 (60万円以上) (LED照明・空調等) ◆機械・装置 (160万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上) ◆器具・備品 (30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆ソフトウェア (70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	工業会等	・生産等設備を構成するものであること ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等	即時償却、または10%税額控除 (資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)

▶ 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例

要旨	対象設備	特例措置	対象地域・業種
中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に関わる固定資産税の特例措置を拡充する	中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに習得する器具備品・建物附属設備等 (LED照明・空調等)	固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減	1)最低賃金が全国平均未満の地域…全ての業種 2)最低賃金が全国平均以上の地域…労働生産性が全国平均未満の業種 ※機械装置については、引き続き全国・全業種が対象